

積立定期預金(確定日型)

令和6年10月1日現在

1. 商品名	・ 積立定期預金(確定日型)
2. 販売対象	・ 法人、個人
3. 期間	・ 1年3か月以上15年3か月以下(3か月の据置期間を含みます)。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内で分割預入 ・ 1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率を適用します。 ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金等からの自動振替による預入ができます。 ・ 個人の方はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 A. 6か月未満……………解約日における店頭表示の普通預金利率 B. 6か月以上1年未満……………前記6(1)の適用利率×50% C. 1年以上3年未満……………前記6(1)の適用利率×70% ・ 中途解約利率が解約日における普通預金利率の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

[商品概要説明書]

<p>12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p><苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話からは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。</p> <p><紛争解決措置> 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます、その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。